

令和6年度

受 付
番 号

種目番号
306

連絡先

委託担当
交通局建築課 設備係

設 計 書

1 委託名 高速鉄道1号線消防用設備等点検保守業務委託

2 履行場所 市営地下鉄伊勢佐木長者町駅ほか

3 履行期間 ☒ 期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで
又は期限 ☐ 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 ☐ 確定契約 ☒ 概算契約

5 その他 なし
特約事項

6 現場説明 ☒ 不要
☐ 要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要 本委託業務は、高速鉄道1号線ブルーライン（伊勢佐木長者町駅から
湘南台駅間）の各駅、車両基地、及び変電所に設置している消防用設備等
が災害時の機能發揮に支障がない状態を維持するよう、点検保守を行うも
のとする。
点検としては、消防用設備等点検（機械設備）および消防用設備等点
検（電気設備）に消防用設備等（防火戸）を含め、総合的に行うこととする。
点検期間として、前期に機器点検6M、後期に機器点検及び総合点検1Yを
行うこととする。

8 部分払

☒する (2回以内)
☐しない

部 分 払 の 基 準

業務内容	履行予定月	数 量	単位	単 価	金 額
機器点検	令和6年4月 ～令和6年9月	1	式	8,172,758	8,172,758
機器点検及び総合点検	令和6年10月 ～令和7年3月	1	式	19,158,242	19,158,242
緊急点検対応費	随時	(12)	回	22,500	(270,000)
臨時点検体制費	通年	1	式		22,500

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額 (¥30,385,850.-)

内 訳 業 務 価 格 (¥27,623,500.-)

消費税及び地方消費税相当額 (¥2,762,350.-)

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
直接人件費						
消防用設備等点検 (機械設備)		1	式		10,146,590	第1号内訳書
消防用設備等点検 (電気設備)		1	式		9,896,552	第2号内訳書
緊急点検対応費		(12)	回	22,500	(270,000)	
臨時点検体制費		1	式		22,500	
直接物品費		1	式		203,356	
業務管理費		1	式		3,902,409	
一般管理費等		1	式		1,948,593	
その他業務費		1	式		1,233,500	第1号内訳書
業務価格					(27,623,500)	
消費税及び地方消費税相当額		1	式		(2,762,350)	10%
委託代金額					(30,385,850)	

第 1 号 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
消防用設備等点検 (機械設備)						
機器点検		1	式	3,829,300	3,829,300	第1-(1)号内訳書
機器点検及び総合点検		1	式	6,317,290	6,317,290	第1-(2)号内訳書
計					10,146,590	
その他業務費		1	式	1,233,500	1,233,500	第1-(3)号内訳書

第 1-(1) 号 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
機器点検						
消火器	保全技師補	18.0	人工	22,500	405,000	
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	保全技師補	40.3	人工	22,500	906,750	
ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｰ設備	保全技師補	28.3	人工	22,500	636,750	
不活性ｶﾞｽ消火設備	保全技師補	1.6	人工	22,500	36,000	
粉末消火設備	保全技師補	1.4	人工	22,500	31,500	
連結送水管	保全技師補	2.3	人工	22,500	51,750	
連結送水管	保全技師補(夜間)	1.0	人工	35,800	35,800	
排煙設備	保全技師補	66.2	人工	22,500	1,489,500	
保守点検業務不具合箇所報告書	保全技師補	10.5	人工	22,500	236,250	
計					3,829,300	

第 1-(2) 号 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
機器点検及び総合点検						
消火器	保全技師補	18.0	人工	22,500	405,000	
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	保全技師補	54.4	人工	22,500	1,224,000	実機対向試験含む
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	保全技師補(夜間)	17.3	人工	35,800	619,340	
スプリンクラー設備	保全技師補	47.0	人工	22,500	1,057,500	実機対向試験含む
不活性ガス消火設備	保全技師補	2.8	人工	22,500	63,000	実機対向試験含む
粉末消火設備	保全技師補	2.3	人工	22,500	51,750	実機対向試験含む
連結送水管	保全技師補	2.3	人工	22,500	51,750	
連結送水管	保全技師補(夜間)	1.0	人工	35,800	35,800	
排煙設備	保全技師補	68.1	人工	22,500	1,532,250	実機対向試験含む
防火戸	保全技師補(夜間)	21.9	人工	35,800	784,020	
配線	保全技師補	1.7	人工	22,500	38,250	
総合連動試験	保全技師補(夜間)	6.1	人工	35,800	218,380	
保守点検業務不具合箇所報告書	保全技師補	10.5	人工	22,500	236,250	
計					6,317,290	

第 1-(3) 号 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
その他業務費						
屋内消火栓ホース 耐圧性能点検	昼間	68	本	2,500	170,000	諸経費含む
屋外消火栓ホース 耐圧性能点検	昼間	6	本	4,000	24,000	諸経費含む
連結送水管耐圧性能点検 (湿式1系統 送水口1 か所)	き電停止中	7	組	148,500	1,039,500	諸経費含む
計					1,233,500	

第 2 号 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
消防用設備等点検 (電気設備)						
機器点検		1	式	2,447,460	2,447,460	消防設備点検 (電気設備) 種目別内訳参照
機器点検及び総合点検		1	式	7,449,092	7,449,092	消防設備点検 (電気設備) 種目別内訳参照
計					9,896,552	

[illegible]

直接委託費科目別内訳

消防設備点検（電気設備） 1 号線機器点検						
名	称	数	量	単位	金 額	備 考
駅・その他建物	自動火災報知設備点検 (BL)	1		式	1, 073, 760	
駅・その他建物	誘導灯ほか設備点検 (BL)	1		式	408, 090	
駅・その他建物	防災盤点検 (BL)	1		式	308, 940	
変電所	自動火災報知設備・誘導灯点検 (BL)	1		式	111, 190	
変電所	粉末消火設備点検 (BL)	1		式	309, 480	
保守点検業務不具合箇所報告書		1		式	236, 000	
計					2, 447, 460	

直接委託費科目別内訳

消防設備点検（電気設備）1号線機器点検及び総合点検					
名 称		数 量	単位	金 額	備 考
駅・その他建物 自動火災報知設備点検 (BL)		1	式	1,742,780	
駅・その他建物 誘導灯ほか設備点検 (BL)		1	式	771,652	
駅・その他建物 防災盤点検 (BL)		1	式	3,877,690	
変電所 自動火災報知設備・誘導灯点検 (BL)		1	式	217,390	
変電所 粉末消火設備点検 (BL)		1	式	446,580	
変電所 消火器点検 (BL)		1	式	157,000	
保守点検業務不具合箇所報告書		1	式	236,000	
計				7,449,092	

直 接 委 託 費 中科目別内訳

消防設備点検（電気設備）1号線機器点検					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
駅・その他建物 自動火災報知設備点検 (BL)	6ヶ月点検	1	式	1,073,760	
計				1,073,760	
駅・その他建物 誘導灯ほか設備点検 (BL)	6ヶ月点検	1	式	408,090	
計				408,090	
駅・その他建物 防災盤点検 (BL)	6ヶ月点検	1	式	308,940	
計				308,940	
変電所 自動火災報知設備・誘導灯点検 (BL)	6ヶ月点検	1	式	111,190	
計				111,190	
変電所 粉末消火設備点検 (BL)	6ヶ月点検	1	式	309,480	
計				309,480	
保守点検業務不具合箇所報告書	保守点検業務不具合箇所報告書	1	式	236,000	
計				236,000	

直 接 委 託 費 中科目別内訳

消防設備点検（電気設備）1号線機器点検及び総合点検					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
駅・その他建物 自動火災報知設備点検 (BL)	1ヶ年点検	1	式	1,742,780	
計				1,742,780	
駅・その他建物 誘導灯ほか設備点検 (BL)	1ヶ年点検	1	式	771,652	
計				771,652	
駅・その他建物 防災盤点検 (BL)	1ヶ年点検	1	式	3,877,690	
計				3,877,690	
変電所 自動火災報知設備・誘導灯点検 (BL)	1ヶ年点検	1	式	217,390	
計				217,390	
変電所 粉末消火設備点検 (BL)	1ヶ年点検	1	式	446,580	
計				446,580	
変電所 消火器点検 (BL)	消火器点検	1	式	157,000	
計				157,000	
保守点検業務不具合箇所報告書	保守点検業務不具合箇所報告書	1	式	236,000	
計				236,000	

直 接 委 託 費 細 目 別 内 訳

消防設備点検（電気設備） 1号線機器点検		駅・その他建物自動火災報知設備点検(BL)		6ヶ月点検		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
受信機P型1級 (機器点検)	19回線以下 1面1回当り	19	面	2,120	40,280	
受信機P型1級 (機器点検)	10回線以内増す毎に 1面1回当り	17	面	450	7,650	
受信機R型（機器 点検）	2557トリス	1	面	13,000	13,000	
中継器盤 (機器点検)	1個1回当り	16	個	430	6,880	
差動式ボット形 感知器 (機器点検)	1個～50個まで	588	個	160	94,080	
差動式ボット形 感知器 (機器点検)	51個～100個まで	232	個	140	32,480	
差動式ボット形 感知器 (機器点検)	101個以上	17	個	110	1,870	
定温式ボット形 感知器 (機器点検)	1個～50個まで	331	個	290	95,990	
定温式ボット形 感知器 (機器点検)	51個～100個まで	50	個	250	12,500	
定温式ボット形 感知器 (機器点検)	101個以上	5	個	200	1,000	
煙感知器 (機器点検)	1個～50個まで	733	個	540	395,820	
煙感知器 (機器点検)	51個～100個まで	162	個	500	81,000	
煙感知器 (機器点検)	101個～150個まで	50	個	450	22,500	
煙感知器 (機器点検)	151個以上	20	個	380	7,600	
差動式分布型感知 器（機器点検）	1個～50個まで	50	個	970	48,500	

直 接 委 託 費 細 目 別 内 訳

消防設備点検（電気設備） 1号線機器点検		駅・その他建物自動火災報知設備点検(BL)		6ヶ月点検		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
差動式分布型感知 器（機器点検）	51個～100個まで	9	個	860	7,740	
P型1級発信機 (機器点検)	1個1回当り	208	個	230	47,840	
電鈴（機器点検）	音響装置	65	個	160	10,400	
表示灯 (機器点検)	1灯1回当り	208	灯	140	29,120	
電源装置 (機器点検)	1組1回当り	20	組	630	12,600	
予備電源装置 蓄電池 (機器点検)	1組1回当り	20	組	2,120	42,400	
消火栓起動(連動) 装置 (機器点検)		47	個	1,330	62,510	
計					1,073,760	

直 接 委 託 費 細 目 別 内 訳

消防設備点検（電気設備） 1号線機器点検		駅・その他建物誘導灯ほか設備点検（BL）		6ヶ月点検		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
誘導灯 （機器点検）	50灯まで 1灯1回当り	520	灯	590	306,800	
非常コンセント （機器点検）	単相 100V 1個1回当り	123	個	630	77,490	
非常コンセント （機器点検）	3相 200V 1個1回当り	34	個	700	23,800	
計					408,090	

直 接 委 託 費 細 目 別 内 訳

消防設備点検（電気設備） 1号線機器点検		駅・その他建物防災盤点検（BL）		6ヶ月点検		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
点検整備		271	か所	1,140	308,940	
計					308,940	

直接委託費細目別内訳

消防設備点検（電気設備） 1号線機器点検		変電所自動火災報知設備・誘導灯点検(BL)		6ヶ月点検		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
受信機P型1級 (機器点検)	19回線以下 1面1回当り	9	面	2,120	19,080	
差動式ばつ形 感知器 (機器点検)	1個～50個まで	175	個	160	28,000	
差動式ばつ形 感知器 (機器点検)	51個～100個まで	6	個	140	840	
定温式ばつ形 感知器 (機器点検)	1個～50個まで	45	個	290	13,050	
煙感知器 (機器点検)	1個～50個まで	45	個	540	24,300	
P型1級発信機 (機器点検)	1個1回当り	7	個	230	1,610	
電鈴（機器点検）	音響装置	8	個	160	1,280	
表示灯 (機器点検)	1灯1回当り	7	灯	140	980	
表示盤 (機器点検)		3	面	1,330	3,990	
電源装置 (機器点検)	1組1回当り	9	組	630	5,670	
誘導灯 (機器点検)	50灯まで 1灯1回当り	21	灯	590	12,390	
計					111,190	

直接委託費細目別内訳

消防設備点検（電気設備） 1号線機器点検		変電所粉末消火設備点検(BL)		6ヶ月点検		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
粉末バツ (機器点検)	1基1回当り 操作部を含む	7	基	13,800	96,600	
加圧用窒素(N2)用 容器 (機器点検)	1基1回当り	19	基	2,750	52,250	
起動用ガス容器 (機器点検)	1個1回当り	23	個	320	7,360	
容器弁開放装置 電磁式 (機器点検)	1個1回当り	2	個	470	940	
容器弁開放装置 ガス圧式 (機器点検)	1個1回当り	18	個	320	5,760	
選択弁 ガス圧式 (機器点検)	1個1回当り	21	個	3,220	67,620	
逆止弁 (機器点検)	1個1回当り	19	個	320	6,080	
音響装置(サイレン) (機器点検)	1組1回当り	8	組	160	1,280	
制御盤 (機器点検)	5回線以下 1面1回当り	5	面	1,530	7,650	
継電器盤 (機器点検)	5回線以下 1面1回当り	6	面	1,530	9,180	
圧力スイッチ (機器点検)	1個1回当り	9	個	970	8,730	
ヘッド (機器点検)	1個1回当り	190	個	45	8,550	
音響装置(ブザー) (機器点検)	1組1回当り	2	組	160	320	
放出表示灯箱 (機器点検)	1個1回当り	1	個	320	320	
ビストンリーダー (機器点検)	1個1回当り	5	個	2,300	11,500	

直接委託費細目別内訳

消防設備点検（電気設備） 1号線機器点検		変電所粉末消火設備点検(BL)		6ヶ月点検		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
薬剤点検 (機器点検)	1式1回当り	6	回	630	3,780	
起動用操作箱 (機器点検)	1個1回当り	7	個	320	2,240	
作動試験 (機器点検)	1式1回当り	6	回	3,220	19,320	
計					309,480	

直接委託費細目別内訳

消防設備点検（電気設備） 1号線機器点検		保守点検業務不具合箇所報告書		保守点検業務不具合箇所報告書		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
保守点検業務不具合箇所報告書作成		1	式		236,000	
計					236,000	

消防設備点検（電気設備）1号線機器点検及び総合点検			駅・その他建物自動火災報知設備点検（BL）		1ヶ年点検	
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
受信機P型1級 （機器点検及び総合点検）	19回線以下 1面1回当り	19	面	4,320	82,080	
受信機P型1級 （機器点検及び総合点検）	10回線以内増す毎に 1面1回当り	17	面	1,080	18,360	
受信機R型（機器点検及び総合点検）	2557トレス 1面1回当り	1	面	13,000	13,000	
中継器盤 （機器点検及び総合点検）	1個1回当り	16	個	430	6,880	
差動式ホット形 感知器（機器点検及び総合点検）	1個～50個まで	588	個	160	94,080	
差動式ホット形 感知器（機器点検及び総合点検）	51個～100個まで	232	個	140	32,480	
差動式ホット形 感知器（機器点検及び総合点検）	101個以上	17	個	110	1,870	
定温式ホット形 感知器（機器点検及び総合点検）	1個～50個まで	120	個	290	34,800	
煙感知器（機器点検及び総合点検）	1個～50個まで	627	個	1,760	1,103,520	
煙感知器（機器点検及び総合点検）	51個～100個まで	32	個	1,550	49,600	
差動式分布型感知器（機器点検及び総合点検）	1個～50個まで	50	個	970	48,500	
差動式分布型感知器（機器点検及び総合点検）	51個～100個まで	9	個	860	7,740	
P型1級発信機 （機器点検及び総合点検）	1個1回当り	208	個	230	47,840	
電鈴（機器点検及び総合点検）	音響装置	65	個	160	10,400	
表示灯 （機器点検及び総合点検）	1灯1回当り	208	灯	140	29,120	

[illegible]

直接委託費細目別内訳

消防設備点検（電気設備）1号線機器点検及び総合点検 駅・その他建物誘導灯ほか設備点検 (BL)					1ヶ年点検	
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
誘導灯 (機器点検)	50灯まで 1灯1回当り	520	灯	590	306,800	
配線点検		20	か所	2,250	45,000	
非常コンセント (機器点検)	单相 100V 1個1回当り	123	個	630	77,490	
非常コンセント (機器点検)	3相 200V 1個1回当り	34	個	700	23,800	
配線点検		15	か所	2,250	33,750	
低圧受電設備 (機器点検)		17	か所	3,310	56,270	
高圧受電設備 (機器点検)	300kVA以下	9	か所	7,900	71,100	
高圧受電設備 (機器点検)	300kVA超～1000kVA以下	8	か所	12,700	101,600	
蓄電池設備		15	組	2,590	38,850	
誘導灯管球交換	FL40W以下	177	本	96	16,992	
計					771,652	

直接委託費細目別内訳

消防設備点検（電気設備）1号線機器点検及び総合点検 駅・その他建物防災盤点検 (BL)					1ヶ年点検	
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
点検整備		271	か所	1,140	308,940	
連動試験	10区画未満 営業時間外	2	か所	201,000	402,000	
連動試験	10区画以上 営業時間外	13	か所	241,000	3,133,000	
配線点検		15	か所	2,250	33,750	
計					3,877,690	

直 接 委 託 費 細目別内訳

消防設備点検（電気設備）1号線機器点検及び総合点検 変電所自動火災報知設備・誘導灯点検 (BL)				1ヶ年点検		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
受信機 P型 1級 (機器点検及び総合点検)	19回線以下 1面1回当り	9	面	4,320	38,880	
差動式ばつ形 感知器(機器点検 及び総合点検)	1個～50個まで	175	個	160	28,000	
差動式ばつ形 感知器(機器点検 及び総合点検)	51個～100個まで	6	個	140	840	
定温式ばつ形 感知器(機器点検 及び総合点検)	1個～50個まで	45	個	290	13,050	
煙感知器(機器点 検及び総合点検)	1個～50個まで	45	個	1,760	79,200	
P型1級発信機 (機器点検及び総合 点検)	1個1回当り	7	個	230	1,610	
電鈴（機器点検及 び総合点検）	音響装置	8	個	160	1,280	
表示灯 (機器点検及び総合 点検)	1灯1回当り	7	灯	140	980	
表示盤 (機器点検及び総合 点検)		3	面	1,330	3,990	
電源装置 (機器点検及び総合 点検)	1組1回当り	9	組	630	5,670	
配線点検		9	か所	2,250	20,250	
誘導灯 （機器点検）	50灯まで 1灯1回当り	21	灯	590	12,390	
配線点検		5	か所	2,250	11,250	
計					217,390	

直 接 委 託 費 細目別内訳

消防設備点検（電気設備）1号線機器点検及び総合点検 変電所粉末消火設備点検(BL)					1ヶ年点検	
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
粉末タンク (機器点検及び総合点検)	1基1回当り 操作部を含む	7	基	13,800	96,600	
加圧用窒素用容器 (機器点検及び総合点検)	1基1回当り	19	基	2,750	52,250	
起動用ガス容器 (機器点検及び総合点検)	1個1回当り	23	個	320	7,360	
容器弁開放装置 電磁式(機器点検及び総合点検)	1個1回当り	2	個	470	940	
容器弁開放装置 ガス圧式(機器点検及び総合点検)	1個1回当り	18	個	320	5,760	
選択弁 ガス圧式(機器点検及び総合点検)	1個1回当り	21	個	3,220	67,620	
逆止弁 (機器点検及び総合点検)	1個1回当り	19	個	320	6,080	
音響装置(サイレン) (機器点検及び総合点検)	1組1回当り	8	組	160	1,280	
制御盤 (機器点検及び総合点検)	5回線以下 1面1回当り	5	個	1,530	7,650	
継電器盤 (機器点検及び総合点検)	5回線以下 1面1回当り	6	個	1,530	9,180	
圧力スイッチ (機器点検及び総合点検)	1個1回当り	9	個	970	8,730	
ヘッド (機器点検及び総合点検)	1個1回当り	190	個	45	8,550	
放出試験 (機器点検及び総合点検)	1式1回当り	6	回	20,600	123,600	
音響装置(ブザー) (機器点検及び総合点検)	1組1回当り	2	組	160	320	
放出表示灯箱 (機器点検及び総合点検)	1個1回当り	1	個	320	320	

直 接 委 託 費 細 目 別 内 訳

消防設備点検（電気設備）1号線機器点検及び総合点検 変電所粉末消火設備点検(BL)				1ヶ年点検		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ヒートリリザー (機器点検及び総合点検)	1個1回当り	5	個	2,300	11,500	
薬剤点検 (機器点検及び総合点検)	1式1回当り	6	回	630	3,780	
起動用操作箱 (機器点検及び総合点検)	1個1回当り	7	個	320	2,240	
作動試験 (機器点検及び総合点検)	1式1回当り	6	回	3,220	19,320	
配線試験 (機器点検及び総合点検)	1式1回当り	6	回	2,250	13,500	
計					446,580	

直 接 委 託 費 細 目 別 内 訳

消防設備点検（電気設備）1号線機器点検及び総合点検 変電所 消火器点検(BL)				消火器点検		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
消火器点検 (機器点検)		148	本	500	74,000	
ABC粉末消火器 放出試験 薬剤充填	10型 (充填薬剤費、交換用ボンベ費及び薬剤・ボンベ処分費含む)	7	本	4,000	28,000	
ABC粉末消火器 放出試験 薬剤充填	20型 (充填薬剤費、交換用ボンベ費及び薬剤・ボンベ処分費含む)	2	本	5,000	10,000	
ABC粉末消火器 放出試験 薬剤充填	50型 (充填薬剤費、交換用ボンベ費及び薬剤・ボンベ処分費含む)	3	本	15,000	45,000	
計					157,000	

[illegible]

高速鉄道 1 号線消防用設備等点検保守業務委託仕様書

1 名称

高速鉄道 1 号線消防用設備等点検保守業務委託

2 目的

本業務は施設管理者等が委託する保全業務のうち、消防用設備等について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

3 一般事項

業務の一般事項については別に定めのある場合を除き、国土交通省営繕部監修 建築保全業務共通仕様書の最新版（以下、共通仕様書）より、第 1 編総則、第 2 編定期点検等及び保守第 1 章一般事項による。

4 業務内容

業務内容は共通仕様書の第 2 編第 6 章による。

5 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

6 その他

- (1) 契約締結後すみやかに業務に着手し、委託期間終了までに上記委託業務を完了すること。
- (2) 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、受託者はあらかじめ発注者と打ち合わせを行ない、その指示に従うこと。

高速鉄道 1 号線消防用設備等点検保守業務委託 特記仕様書
(令和 6 年度 横浜市交通局工務部建築課)

第 1 章 総則
(総則)

第 1 条 委託者が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、委託契約書等に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

第 2 章 共通仕様
(提出書類)

第 2 条 受託者は、遅滞なく次の書類を作成し、委託者の指定する職員（以下「担当職員」という。）に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託着手届出書	契約締結後 5 日以内 (横浜市の休日を定める条例 第 1 条第 1 項に規定する本 市の休日を除く)	各 1 部
(2) 内訳書及び工程表		
(3) 現場責任者選定通知書		
(4) 業務従事者選定通知書	業務着手前まで遅滞なく	
(5) 委託組織表		
(6) 下請負人選定通知書		

※契約書別添の設計書に内訳を記載した場合は、委託代金内訳書の提出を省略する。

2 受託者は、委託者の関係職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成し、担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 打合せ議事録（A 4 版）	打合せ後遅滞なく	各 1 部
(2) 業務実施計画書（A 4 版）	監督員との協議による	

3 受託者は、委託業務履行中次の書類を作成し、担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限、方法等	部数	備考
(1) 作業月間実施工程	原則、作業日の前々月10日まで	2 部	
(2) 作業予定日報	各業務開始の前営業日16:00まで	4 部	FAXにて指定場所へ送付のこと
(3) 作業日報、現場安全 2 重 チェック結果報告書、安全確認 写真	昼間作業の場合：閉庁時間(17:15)まで 夜間作業の場合：開庁時間(8:30)まで	2 部	安全確認写真はメールにて送付のこと
(4) 消防用設備等（特殊消防 用設備等）点検結果報告書	各業務終了後遅滞なく (前期は9月、後期は3月までに提出すること)	4 部	消防庁告示によるもの
(5) 保守点検業務写真	消防用設備等点検結果報告書提出時	2 部	
(6) 保守点検業務不具合箇所 報告書	保守点検業務写真提出時	2 部	

(使用許可申請書)

第3条 受託者は、委託業務の実施に当たり、火気、電気等を使用する場合は事前に使用願い申請書を担当職員に提出し、承諾を受けなければならない。
ただし、委託者が必要でないと認めた場合は、この限りではない。

(検査)

第4条 受託者は、委託業務が完了したとき（履行済み部分に係る委託完了を含む。）は、次の書類を担当職員に提出し、委託者が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託完了届出書	委託業務完了のとき	1部
(2) 履行済み部分に係る委託完了届出書	履行済み部分に係る委託業務完了のとき	1部

(支払)

第5条 受託者は、前条の検査に合格したときは、次の書類を担当職員に提出し、委託代金の支払を請求するものとする。

提出書類	提出期限	部数
請求書（請求内訳書を含む）	完了検査合格後	1部
	履行済み部分の検査合格後	1部

(安全衛生管理)

第6条 受託者は、労働安全衛生法を遵守し、安全衛生管理に努めなければならない。

(関係法令の遵守)

第7条 受託者は、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

第3章 特記仕様

(点検保守概要)

第8条 本点検保守委託業務は、横浜市営地下鉄高速鉄道1号線ブルーライン（伊勢佐木長者町駅から湘南台駅間）の各駅、車両基地及び変電所に設置されている消防用設備等を本仕様書及び関係法令・規則・条例等に従い点検保守を適正に行い、その結果を関係機関に報告すると共に当該設備の機能を常に良好な状態に維持・管理し、不慮の事故に備えることを目的とする。

点検場所については別紙「消防設備点検場所 一覧表」の通りとする。

(点検期間及び内容)

第9条 本点検保守委託業務において消防用設備の点検および報告書の提出については下記の期間で行うこと。

(1) 消防用設備等の点検

ア 前期（機器点検）

7月16日から9月14日まで

イ 後期（機器点検及び総合点検）

1月1日から3月31日まで

(2) シャッター等及び排煙機等の維持管理に係る点検

担当職員と協議の上、工程表を提出し、決定するものとする。

(業務の対象設備等)

第10条 対象の消防用設備等については別紙資料「業務仕様（機械設備編）」「業務仕様（電気設備編）」を参照とする。

(点検資格者)

第11条 点検を行うものは消防設備士免状の交付を受けているもの、または総務大臣が認める資格を有するものとし、点検作業中は消防設備士免状等を携帯していること。（消防法第17条3の3、第17条13）

(共通仕様)

第12条 本仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」と一体の仕様を構成するものとする。

(担当)

第13条 本委託業務の担当は、新羽保守管理所設備区・上永谷保守管理所上永谷電気区とする。

担当区分については別紙「点検作業区分表」及び別紙「業務仕様（機械設備編）」「業務仕様（電気設備編）」の通りとする。

(業務内容の把握及び協議、管理票・配置図の作成)

第14条 委託締結後、受注者の現場責任者は速やかに各所の消防設備等の場所及び概要確認するとともに、業務実施計画書（作業計画書含む）作成のための事項及びその他について担当職員と協議する。また、各設備の管理票を基に配置確認をし、管理配置図の確認修正し報告すること。

(営業線駅構内での保安対策及び作業時間)

第15条 営業線の駅構内にて行う作業にあたっては、別添資料「請負工事等の営業線内安全作業要領」を十分に熟知し、列車等の運行及び地下鉄利用のお客様への安全管理を行う。

2 各作業の作業及び時間帯は、原則、次表による。表中の【 】内は、概ねの目安時間であり、日々異なる。詳細については、担当職員と協議・承諾を得た上で決定すること。また作業開始前及び終了時には、必ず担当職員へ連絡・報告をすること。

(1) 営業中作業【9時ごろから17時ごろまで】

概要	設備
担当職員と協議・承諾を得たうえで、ラッシュ時間帯を除いた時間に列車運行や、お客様へ影響を及ぼさない範囲で点検を実施するもの	・消防用設備等 ・消火栓ホース耐圧試験 ※

(2) 営業時間外作業【1時ごろから5時ごろまで】

概要	設備
担当職員と協議・承諾を得たうえで、営業が終了した時間から、営業開始までの間に点検を実施するもの	・総合連動試験 ・放水試験 消防用設備等の連動点検時、正常動作を確認する ・防火戸 ・シャッター ・垂れ壁 等

(3) き電停止中作業【1時30分ごろから4時ごろまで】

概要	設備
担当職員と協議・承諾を得たうえで、列車運行が終了し、列車走行用の電気が停止（き電停止）した時間から送電開始までの間に点検を実施するもの	・連結送水管耐圧性能点検 ※ ・インターホン点検全般

※実施年度に限る

3 作業終了時には下記事項を徹底すること。

- (1) 作業責任者と安全確認者は現場安全2重チェックを確実に行う。
(夜間作業については、持ち込み工具その他チェックも行うこと)
- (2) 現場安全2重チェック終了後、「安全確認写真」を撮影する。撮影にあたっては、工具・材料等の置き忘れや建築限界を侵食するものが無い様子がわかるように配慮する。
- (3) 作業終了後、第2条3項の表中(3)に示す時間までに「現場安全2重チェック結果報告書」および「安全確認写真」、「持ち込み工具その他チェックリスト」を担当職員へメール送付する。「現場安全2重チェック結果報告書」はFAX可とするが、「安全確認写真」は不鮮明になるため、FAXは認めない。

(作業責任者等の認定)

第16条 現場責任者及び作業責任者は、当局で行う請負業務自主管理作業に関する講習を受講し、認定を受け、作業の指揮にあたること。

(受託者の負担範囲)

第17条 委託業務の実施に必要な電気、水道等の光熱水は、当局に設備してある範囲内で供与する。

- 2 委託業務に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- 3 委託業務に必要な消耗部品、材料、油脂等は、設計書に指定するものを除き、受託者の負担とする。
- 4 委託業務に必要な資機材、工具計器等は、受託者の負担とする。

(損害の負担)

第18条 作業中に受託者の行為により既設設備等に損害を与えた場合は、受託者の責任とし無償でかつ迅速に修復するものとする。

(保守点検業務報告書、保守点検業務写真、保守点検業務不具合箇所報告書)

第19条 保守点検業務報告書は、消防庁告示により作成し、すべて「防火管理者」「立会者」の確認後、速やかに担当職員の指示する場所に提出すること。また、消火器にあつては一覧表を作成し、現場との整合を図ること。これらの保守点検業務報告書は、紙面に加え、Excel形式またはPdf形式での提出とする。また、連結送水管耐圧試験および消火栓ホース耐圧試験においては過去3年分の点検年月日を記載すること。

保守点検業務写真は、担当者との協議の上、消防査察の際に耐圧試験等、実施した点検内容が確認できるものを撮影し、アルバムに整理したものを前期及び後期点検票提出時にあわせて提出すること。また、各設備ごとに1枚以上の写真を撮影すること。

保守点検業務不良箇所報告書は、点検を行った設備のうち、不具合箇所の一覧表を作成し、また位置と状況を、提供する駅平面図に記録すること。保守点検業務写真と共に担当職員に提出すること。

(点検上の注意事項)

第20条 保守点検によって、部品の交換の必要性又は機器故障を発見したときは、担当職員に速やかに報告し、指示を受けること。なお、軽微な補修の場合には、即日復旧させること。

- 2 点検対象機器周辺のゴミ・埃等については、点検作業時に適宜清掃を行うこと。また、簡易な錆などは、ケレンがけの上、塗装を実施するものとする。
- 3 各施設に保守点検用の駐車スペースは、ありません。
- 4 適正な点検を実施した証として、各消防用設備等に点検日を記した点検済票（一般財団法人神奈川県消防設備安全協会発行）グリーン若しくはオレンジのラベルを（一般財団法人日本消防設備安全センターで定める位置に）貼り付けること。
また、屋内消火栓、屋外消火栓については消火栓箱にホース耐圧性能点検日を記した点検済証を消火栓箱の前面に貼り付けること。
- 5 連結送水管耐圧性能点検の実施前に、各施設送水口付近の道路使用許可の手続きを行うこと。
- 6 総合連動試験は、関係各所と打ち合わせのうえ、協力して行うこと。
試験の際は、設備を熟知した人員を適切に配置し、操作・復旧に当たらせるものとする。試験時に不具合（動作不備等）が生じた場合には、原因を調査し報告すること。また、全ての連動の判定結果が確認できる一覧表を作成し、当局に提出すること。

- 7 点検に適した安全な服装で作業に臨むこと。
- 8 施設に損傷を与えた場合は受託者の責任において速やかに復旧し、担当職員に報告すること。
- 9 業務の履行に際して不明な点については、担当職員の指示に従い、業務を行うこと。
- 10 踊場駅の屋内消火栓ホースは点検時に当局支給の物と交換すること。

(緊急対応及び報告)

第21条 緊急対応として、緊急事態の発生に備え、準24時間対応できる体制をとること。

- 2 緊急異常発生の場合は、直ちに現場へ出動し、異常の原因を確認すると共に、臨時点検を行い、応急処理を施し事態の拡大防止に努めること。
また、異常の原因及び対応の結果を故障報告書（速報版）にて応急処置の状況がわかる写真を添付し、FAXまたはメールにて担当職員に報告すること。
なお、別途緊急修理が必要な場合は、修理に係る費用を見積り提出すること。
- 3 故障報告書（速報版）は、現場責任者が押印し、各月の業務報告書に添え提出すること。

(不具合か所の報告及び処置方法について)

第22条 不具合か所（配線については絶縁抵抗値0.1MΩ以下についても同様とする）については、直ちに担当職員に報告するとともに報告書を提出し、担当者と処置について協議をすること。
また、軽微な補修で復旧可能な不具合については、本業務において修理を実施し、処置内容について担当職員に報告すること。

(完了検査)

第23条 履行を確認するための部分完了検査及び完了検査は、次のとおりである。なお、各検査とも報告書及び関係書類を提出し、現場責任者立会いで実施するものとする。

- (1) 書類検査
- (2) 検査員の指示する事項

(その他)

第24条 本委託は国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 建築保全業務積算基準および建築保全業務積算要領（最新版）に基づいて設計していますが、保全技師補（夜間）は（日割基礎単価＋実作業時間に応じた夜勤手当）により算出しています。

ただし、駅・その他建物防災盤点検項目内の点検整備及び連動試験については、公共工事設計労務単価の電工を使用し、算出しています。

横浜市交通局

機械設備保全業務共通仕様書

第 1 章 一般事項

1 適用範囲

契約書及び特記仕様書（図面、機器リストを含む）以外は、各設備共通仕様書並びに本共通仕様書による。

2 契約図書の優先順位

以下の通りとする。

- (1) 契約書
- (2) 委託契約約款
- (3) 質問回答書及び現場説明書（ある場合）
- (4) 設計書
- (5) 特記仕様書（図面、機器リストを含む）、請負工事等の営業線内安全作業要領
- (6) 各設備委託仕様書
- (7) 横浜市交通局機械設備保全業務共通仕様書（本仕様書）
- (8) 建築保全業務共通仕様書

3 用語

特記仕様書で使用する用語の定義は、次の（１）～（８）までに定めるところによる。

- (1) 点検とは、機器等の性能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
- (2) 保守とは、機器等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
- (3) 清掃とは汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- (4) 修理とは、機器の劣化した部品若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、現状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (5) 交換とは、部材、部品、油脂等を取り替えることをいう。
- (6) 分解整備（オーバーホール）とは、機器を必要に応じ分解し、劣化した部品若しくは部品を修理又は交換することをいう。
- (7) 規定値とは、機器が正常な状態で稼働していることを判断するための諸数値をいう。
- (8) 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

4 受託者の負担の範囲

- (1) 作業の実施に必要な電気、水道等の光熱水費は、特記がある場合に限り受託者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の材料は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂等（支給材料を除く）は、受託者の負担とする。
- (4) 清掃に必要な資機材は、受託者の負担とする。又、衛生消耗品は特記がない限り支給品とする。
- (5) 「修理等の措置」の欄に記載されている内容は、特記がある場合に限り実施し、受託者の負担とする。

5 現場責任者

現場責任者とは、業務を総合的に把握し調整を行う者をいう。

6 従事者

- (1) 業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (3) 業務に携わる人員は、原則として最低2名以上とする。

7 業務計画書

現場責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を行う者が有する資格等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を委託者に提出する。

8 業務の安全衛生管理

従事者の安全衛生に関する管理については、現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行う。

9 危険防止の措置

- (1) 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 業務を行う場所若しくはその周辺に第3者が在する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を監督職員に報告の上、当該措置を講じ事故発生を防止する。

10 適用除外

修理又は交換若しくは緊急に措置を施さなければならない場合で、特記に記載なき事項についてはこの契約に含まれない。ただし、その原因が受託者の点検若しくは保守等にある場合はこの限りではない。

第 2 章 点検及び保守

1 事前検討

作業にあたっては、点検及び保守等の作業内容を事前に十分検討する。

2 養生

作業にあたっては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に必要な養生を行う。

3 片付け

作業が終了したときは、養生材、工具、資機材等を撤去し、必要に応じ、建物の床、壁、機器等を清掃する。

4 塗装

各機器の点検及び保守に際し、機器の腐食、汚れ等がある場合は、塗装の補修を行う。

第 3 章 業務報告書

1 業務報告書

- (1) 業務の結果を報告書に記入し、作業終了後、速やかに監督職員提出する。なお、必要に応じ劣化状況等を示す写真及び図面並びに劣化状況一覧表を提出すること。
- (2) 点検及び保守の結果、機能に異常がある場合又は劣化がある場合若しくは緊急に措置を施さなければならない場合は、監督職員の指示に従い、後日措置等を書面にて委託者に提出する。

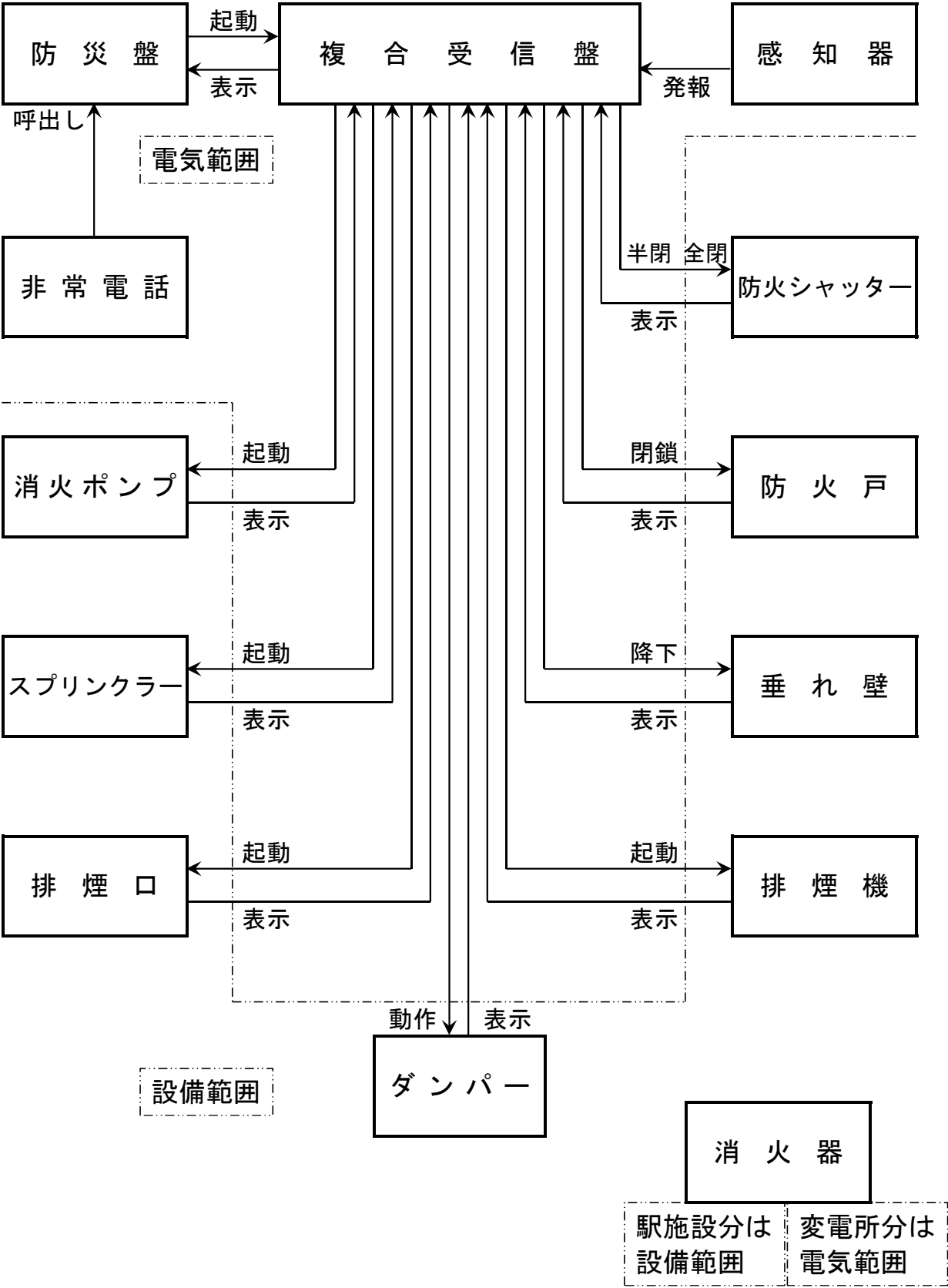
2 部分払検査

保守委託作業部分払に際して行う検査は、1 か月、3 か月、6 か月、1 か年検査報告書及びその関係書類を翌月 10 日以内に提出し、作業責任者、監督員、検査員で確認し部分払検査とする。なお、完了検査も同様とする。

消防設備点検場所 一覧表

設置場所	所 在 地	電 話
伊勢佐木長者町駅	中区長者町5丁目48番地	251-2220
阪東橋駅	中区弥生町5丁目48番地	251-2420
吉野町駅	南区吉野町3丁目7番地	261-9640
蒔田駅	南区宮元町3丁目46番地	712-3791
弘明寺駅	南区通町4丁目114番地	712-2590
上大岡駅	港南区上大岡西一丁目9番B-1号	843-0105
港南中央駅	港南区港南中央通10番B-1号	844-8448
上永谷駅	港南区丸山台一丁目1番1号	844-9592
下永谷駅	港南区日限山一丁目58番27号	821-4078
舞岡駅	戸塚区舞岡町771番地	821-1456
戸塚駅	戸塚区戸塚町12番地の1	864-7414
踊場駅	泉区中田南一丁目2番1号	801-4138
中田駅	泉区中田南三丁目1番5号	804-6689
立場駅	泉区中田西一丁目1番30号	801-7158
下飯田駅	泉区下飯田町829番地の1	801-6398
湘南台駅	藤沢市湘南台1丁目43番地の13	0466-45-6851
上永谷車両基地修繕工場	港南区野庭町713	844-8835
上永谷車両基地上永谷検車区		843-4491
上永谷車両基地安全教育センター		844-8768
上永谷車両基地保守管理所		843-4388

点検作業区分表



業務仕様（機械設備編）

（業務の対象設備等）

次の消防用設備等を対象とする。履行場所各所在地及び数量は、消防用設備等（機器）一覧表参照による。

消火器、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、粉末消火設備、排煙設備、連結送水管、配線

- (1) 機器点検 6 M
- (2) 機器点検及び総合点検 1 Y
- (3) 総合連動試験（各駅全警戒地区、感知器ほか外部発報による連動試験） 1 Y
- (4) 実機対向試験（制御盤→監視盤→センターへの状態移報確認試験） 1 Y…(2)と同時に実施
- (5) 屋内消火栓・屋外消火栓ホース耐圧性能点検（指定ホース）
．．． 該当ホースは、耐圧試験予定表の当該年度のとおり
- (6) 連結送水管耐圧性能点検（指定配管系統）
．．． 該当連送管は、耐圧試験予定表の当該年度のとおり

防火シャッター、可動式垂れ壁、防火戸、防煙スクリーン

- (1) 総合連動試験（各駅全警戒地区、感知器ほか外部発報による連動試験） 1 Y

（報告書）

委託業務報告書は特記仕様書第19条によるほか、別添「防火ダンパー、排煙設備点検表」により作成し、速やかに当局担当者へ提出すること。なお、屋内消火栓、屋外消火栓ホース耐圧性能点検、及び、連結送水管耐圧性能点検の報告書を上記に添付して提出すること。

（担当）

本業務仕様（機械設備編）記載の設備については新羽保守管理所設備区の担当区分とする。

また、作業開始前及び終了時の連絡については別紙「点検保守作業に係る当局関係区・所手続き報告一覧」を参照すること。

消防用設備等(機器)一覽表

区分及び分類等		単位	ブ ル ー ラ イ ン (BL)																保守施設			B L (1号線) 計	保 守 施 設 計	総 合 計		
			1 湘 南 台	2 下 飯 田	3 立 場	4 中 田	5 踊 場	6 戸 塚	7 舞 岡	8 下 永 谷	9 上 永 谷	10 港 南 中 央	11 上 大 岡	12 弘 明 寺	13 蒔 田	14 吉 野 町	15 阪 東 橋	16 伊勢佐木長者町	1 上永谷車両基地							
1 消火器																										
粉末消火器	加圧式	本																	32					0	32	32
粉末消火器	蓄圧式	本	28	11	20	36	41	58	25	25	32	25	51	21	33	15	22	53	116					496	116	612
粉末消火器	車載式	本	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1		2				13	2	15	
CO2消火器	5型	本																					0	0	0	
CO2消火器	7型	本																					0	0	0	
CO2消火器	10型以上	本																					0	0	0	
CO2消火器	50型以上	本																					0	0	0	
強化液消火器	蓄圧式	本									3												3	0	3	
内部及び機能点検	半年で全数の10%	式																					0	0	0	
耐圧性能点検	10年以上	本																					0	0	0	
2 屋内消火栓設備																										
加圧送水装置		組	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				16	1	17	
制御盤		面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				16	1	17	
消火栓		組	11	7	12	14	17	17	8	7	8	6	16	6	11	9	12	18	2				179	2	181	
起動用スイッチ		個	11	7	12	14	17	17	8	7	8	6	16	6	11	9	12	18	2				179	2	181	
表示灯		灯	11	7	12	14	17	17	8	7	8	6	16	6	11	9	12	18	2				179	2	181	
音響装置		組																					0	0	0	
表示盤	※実機対向試験	面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				16	1	17	
水源	貯水槽、給水装置、バルブ等	組	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				16	1	17	
呼水装置	(補助加圧装置)	組										1	1	1	1	1		1					6	0	6	
放水試験		式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				16	1	17	
3 屋外消火栓設備																										
加圧送水装置		組																	1				0	1	1	
制御盤		面																	1				0	1	1	
消火栓		組																	11				0	11	11	
起動用スイッチ		個																	11				0	11	11	
表示灯		灯																	11				0	11	11	
音響装置		組																					0	0	0	
表示盤	※実機対向試験	面																	1				0	1	1	
水源	貯水槽、給水装置、バルブ等	組																	1				0	1	1	
呼水装置		組																					0	0	0	
放水試験		式																	1				0	1	1	
4 スプリンクラー設備																										
加圧送水装置		組	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1					14	0	14	
起動装置		組	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1					14	0	14	
ヘッド		個	84		14	50	115	68	44	40		37	142	28	43	43	37	243					988	0	988	
制御盤		面	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1					14	0	14	
流水検知装置		組	1		1	1	2	3	1	1		1	1	1	1	1	1	3					19	0	19	
表示盤	※実機対向試験	面	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1					14	0	14	
呼水装置		組										1	1	1	1	1	1	1					7	0	7	
送 水 口		か所	1		1	1	1	2	1	1		1	1	1	1	1	1	1					15	0	15	
圧カスイッチ		個	1		1	1	2	3	1	1		1	1	1	1	1	1	3					19	0	19	
一次圧調整弁		個	1		1	1	2	3	1	1		1	1	1	1	1	1	3					19	0	19	
水源	貯水槽、給水装置、バルブ等	組	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1					14	0	14	
補助散水栓		個																					0	0	0	
末端試験弁		個	1		1	1	2	3	1	1		1	1	1	1	1	1	3					19	0	19	
連動又は放水試験		式	1		1	1	2	3	1	1		1	1	1	1	1	1	3					19	0	19	

消防用設備等(機器)一覽表

区分及び分類等	単位	ブルーライン（BL）																保守施設			B L （ 1 号 線 ） 計	保 守 施 設 計	総 合 計			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	1								
		湘 南 台	下 飯 田	立 場	中 田	踊 場	戸 塚	舞 岡	下 永 谷	上 永 谷	港 南 中 央	上 大 岡	弘 明 寺	蒔 田	吉 野 町	阪 東 橋	伊 勢 佐 木 長 者 町	上 永 谷 車 両 基 地								
5 泡消火設備																										
加圧送水装置	組																					0	0		0	
起動装置	組																					0	0		0	
ヘッド	個																					0	0		0	
制御盤	面																					0	0		0	
流水検知装置	組																					0	0		0	
圧カスイッチ	個																					0	0		0	
一斉開放弁	個																					0	0		0	
泡消火薬剤貯蔵槽	（操作部を含む） 基																					0	0		0	
泡消火薬剤混合装置	組																					0	0		0	
表示盤	※実機対向試験 面																					0	0		0	
手動開放弁	個																					0	0		0	
呼水装置	個																					0	0		0	
水源	貯水槽、給水装置、ハルプ等 組																					0	0		0	
発泡試験	式																					0	0		0	
放水試験	式																					0	0		0	
廃液処理	式																					0	0		0	
薬剤性状サンプリング検査	水成幕泡消火薬剤 式																					0	0		0	
6 不活性ガス消火設備																										
消火剤貯蔵容器	（二酸化炭素） 基																					7	0	7	7	
容器弁開放器	（ガス圧式） 個																					7	0	7	7	
起動用ガス容器	個																					1	0	1	1	
起動用操作箱	個																					1	0	1	1	
音響装置	組																					1	0	1	1	
制御盤	（5回線以下） 面																					1	0	1	1	
継電器盤	（5回線以下） 面																					1	0	1	1	
音声盤	面																					2	0	2	2	
表示盤	※実機対向試験 面																					1	0	1	1	
電源装置	組																					1	0	1	1	
圧カスイッチ	個																					1	0	1	1	
不還弁	個																					1	0	1	1	
開閉部自動閉鎖装置	個																					2	0	2	2	
放出表示灯箱	個																					2	0	2	2	
選択弁	個																					1	0	1	1	
ヘッド	個																					4	0	4	4	
ホースリール	個																					0	0	0	0	
作動試験	式																					1	0	1	1	
放出試験	（窒素ガス） 式																					1	0	1	1	
容器搬入	（窒素ガス） 式																					1	0	1	1	
7 粉末消火設備																										
粉末タンク	（操作部を含む） 基					1																1	0	1	1	
加圧用窒素容器	基					1																1	0	1	1	
起動用ガス容器	個					1																1	0	1	1	
容器弁開放装置	（ガス圧式） 個					1																1	0	1	1	
起動用操作箱	個					1																1	0	1	1	
薬剤点検	式					1																1	0	1	1	
ホースリール	個																					0	0	0	0	
音響装置	組					1																1	0	1	1	
制御盤	（5回線以下） 面					1																1	0	1	1	
継電器盤	（5回線以下） 面					1																1	0	1	1	
音声盤	面					1																1	0	1	1	
表示盤	※実機対向試験 面					1																1	0	1	1	
電源装置	組					1																1	0	1	1	
圧カスイッチ	個					1																1	0	1	1	
不還弁	個					1																1	0	1	1	
開口部自動閉鎖装置	個					1																1	0	1	1	
放出表示灯箱	個					1																1	0	1	1	
選択弁	個																					0	0	0	0	
ヘッド	個					1																1	0	1	1	
作動試験	式					1																1	0	1	1	
放出試験	（窒素ガス） 式					1																1	0	1	1	

消防用設備等(機器)一覧表

区分及び分類等		単位	ブ ル ー ラ イ ン (BL)																保守施設			B L (1 号 線) 計	保 守 施 設 計	総 合 計
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	1					
			湘 南 台	下 飯 田	立 場	中 田	踊 場	戸 塚	舞 岡	下 永 谷	上 永 谷	港 南 中 央	上 大 岡	弘 明 寺	蒔 田	吉 野 町	阪 東 橋	伊 勢 佐 木 長 者 町	上 永 谷 車 両 基 地					
8 連結送水管																								
加圧送水装置		組																				0	0	0
制御盤		面																				0	0	0
起動スイッチ		個																				0	0	0
表示灯		灯																				0	0	0
表示盤	※実機対向試験	面																				0	0	0
放水用器具格納箱		面																				0	0	0
送水口		組	1	1	1	1	1	2	1	1		1	2	1	1	1	1	1				17	0	17
放水口		組	6	3	6	8	11	7	4	4		3	7	4	5	4	4	7				83	0	83
トンネル内放水口		組	1		2	2	8	3		2		4	3	1	1	3		3				33	0	33
インターホン		組											2	2	2							6	0	6
9 排煙設備																								
排煙制御盤		面	1		1	1	1	2	1	1		1		1		1	1	1				13	0	13
排煙制御盤		回線数	40		29	40	48	289	106	114		17		22		21	53	42				821	0	821
ダンパー	(FD、FVD以外)	個	17		20	20	20	16	9	13		11	47	10	18	8	9	5				223	0	223
ダンパー	(FD、FVD)	個	188	9	116	130	220	169	69	120	10	33	60	31	22	31	30	96	10			1334	10	1344
排煙口		個	33		1	20	34	36	17	11		17	48	10	10	21	10	42				310	0	310
排煙機	(モーター駆動)	台	1		1	1	1	2	1	1		1	3	1	2	2	1	3				21	0	21
起動盤		面	1		1	1	1	2	1	1		1	3	1	2	1	1	3				20	0	20
起動盤	※実機対向試験	面	1		1	1	1	2	1	1		1	3	1	2	1	1	3				20	0	20
10 防火戸																								
防 火 戸	(ドア式S型)		4	1	1	2	2	8	1	3		1	7	1	1	2	2	2	6			38	6	44
電 動 式 シ ャ ッ タ ー	(スクリーン含む)		17		5	9	8	60	6	5		6	11	9	9	5	5	6	3			161	3	164
可 動 垂 れ 壁				1									8	2	2	4	2	7				26	0	26
垂 直 降 下 式 垂 れ 壁																						0	0	0
11 その他																								
配線			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			16	1	17
総合連動試験			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			16	1	17

1 号線 屋内消火栓ホース耐圧試験予定表

2024年度

駅名	屋内消火栓 数量	屋内消火栓 ホース数量	R6年度 実施本数	備考
湘南台	11	22	0	
下飯田	7	14	0	
立場	12	24	0	
中田	14	28	0	
踊場	17	34	0	
戸塚	17	34	10	
舞岡	8	16	17	
下永谷	7	14	14	
上永谷	8	16	8	
港南中央	6	17	11	
上大岡			0	易操作型の為、対象外
弘明寺	6	12	0	
蒔田			0	易操作型の為、対象外
吉野町	9	18	0	
阪東橋	12	24	8	
長者町	18	37	0	
上永谷車両基地	2	4	0	
屋内消火栓合計	154	314	68	

1 号線 屋外消火栓ホース耐圧試験予定表

2024年度

駅名	屋外消火栓 数量	屋外消火栓 ホース数量	R6年度 実施本数	備考
上永谷車両基地	11	22	6	
屋外消火栓合計	11	22	6	

1 号線 消火栓ホース耐圧試験予定集計表

2024年度

駅名	消火栓 数量	消火栓 ホース数量	R6年度 実施本数	備考
屋内消火栓合計	154	314	68	
屋外消火栓合計	11	22	6	
総合計	165	336	74	

1 号線 連結送水管耐压試験予定表

駅 名	連結送水管 系統数	令和6年度 実施系統数	備考
湘南台	1	1	送水口 1 か所 湿式
下飯田	1	1	送水口 1 か所 湿式
立場	1	1	送水口 1 か所 湿式
中田	1	1	送水口 1 か所 湿式
踊場	1	1	送水口 1 か所 湿式
戸塚	1		送水口 2 か所 湿式
舞岡	1		送水口 1 か所 湿式
下永谷	1		送水口 1 か所 湿式
上永谷	0		
港南中央	1	1	送水口 1 か所 湿式
笹下変電所	1		送水口 1 か所 乾式
上大岡	1		送水口 2 か所 湿式
通風口NO.13	1		送水口 1 か所 乾式
通風口NO.15	1		送水口 1 か所 乾式
弘明寺	1		送水口 1 か所 湿式
通風口NO.25	1		送水口 1 か所 乾式
蒔田	1	1	送水口 1 か所 湿式
吉野町	1		送水口 1 か所 湿式
阪東橋	1		送水口 2 か所 湿式
伊勢佐木長者町	1		送水口 1 か所 湿式
上永谷車両基地	0		
連結送水管合計	19	7	

点検保守作業(緊急対応含む)に係る 当局関係区・所 手続き報告 一覧(鉄道施設)

項目	設備区報告手段			総合司令所 (電気) 報告有無 (電話報告)	総合司令所 (運輸) 報告有無 (電話連絡)	書類提出 (紙提出)	備考
	e-mail 報告	FAX 報告	電話 報告				
①月間工程表の提出	○	—	—	—	—	—	前々月10日までに提出
②作業連絡予定表の提出(変更の場合のみ)	○	○	—	—	—	—	事前提出している①月間工程表と 点検日程が異なる場合のみ提出
③現場への入場連絡(作業開始連絡)	○	—	—	○	○	—	運輸司令への連絡はホーム延長部分、 ホーム上屋上等での作業の際に行うこと ※1
④現場からの退場連絡(作業終了連絡)	○	—	—	○	○	—	
⑤現場への入場連絡(作業開始連絡)”緊急時”	○	—	○※2	○	○	—	電子錠のある避難階段への入退場は当該駅 職員にその旨を必ず申し伝えること。
⑥現場からの退場連絡(作業終了連絡)”緊急時”	○	—	○※2	○	○	—	
⑦作業日報、現場安全2重チェック報告、 安全確認写真の提出	○	○	—	—	—	—	昼間作業:閉庁時間(17:15) 夜間作業:開庁時間(8:30) までに提出
⑧不具合一覧表の提出	○	○	—	—	—	○	翌月の10日までに点検報告書と 併せて提出

※1. 運輸司令への連絡が必要な作業場所については、監督員と確認を行うこと。 ※2. 平日(8:30～17:15)のみ。それ以外はメールのみ。

【当局関係区・所 連絡先番号等】

新羽保守管理所 設備区	* e-mailアドレス	kt-setsubi@city.yokohama.jp
	* FAX番号	045-542-0977
	* 電話番号	045-542-0699
	* 鉄電FAX番号	7504
	* 鉄電番号	7503
総合司令所 (電気)	* 電話番号	045-542-0674
	* 鉄電番号	(BL)7210 (GL)8210
総合司令所 (運輸)	* 電話番号	045-542-0673
	* 鉄電番号	(BL)7110 (GL)8110

[illegible]

年 月 日

排煙設備 6ヶ月・1カ年 検査報告書

(排煙制御盤及び関連機器作動点検票)

1.排煙設備制御盤

[illegible]

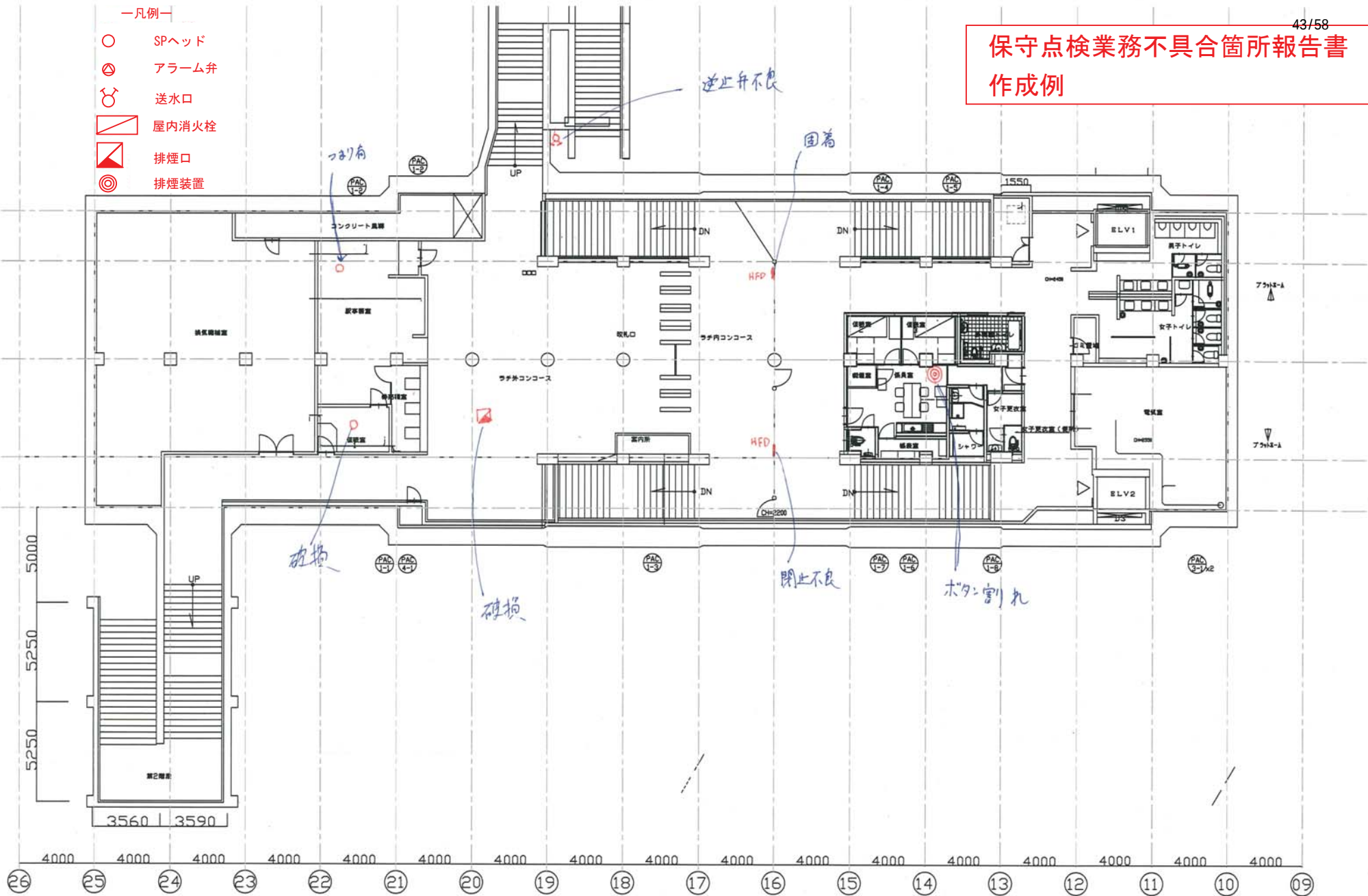
2.排煙口

[illegible]

排煙設備 6ヶ月・1ヶ年 検査報告書
(排煙設備制御盤 状態点検票)

検 査 項 目	駅 名								
	温度℃湿度%	℃ %	℃ %	℃ %	℃ %	℃ %	℃ %	℃ %	
	盤(室名)								
	点検曜日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
1.絶縁抵抗測定									
(1)変圧器1次巻線～大地		CPU回路	CPU回路	CPU回路	CPU回路	MΩ	MΩ	MΩ	
(2)変圧器2次巻線～大地						MΩ	MΩ	MΩ	
(3)1次～2次巻線						MΩ	MΩ	MΩ	
2.外部異状									
(1)故障表示									
(2)表示灯断しん									
(3)制御回路電圧									
A 交流電源使用		V	V	V	V	V	V	V	
B 予備電源使用		V	V	V	V	V	V	V	
(4)外部の汚損及び損傷									
3.外部異状									
(1)変圧器の汚損・損傷及び 発熱の有無									
(2)変流器及び平滑回路の発熱									
(3)NFB及びヒューズの汚損・損傷 及び発熱の有無									
(4)断電器の汚損・損傷及び 発熱の有無									
(5)バッテリー									
A 充電装置の表示灯									
B 電解液の液量		乾式	乾式	乾式	乾式	乾式	乾式		
C 汚損・損傷及び発熱の有無									
(6)スペースヒータ断線の有無									
※バッテリー形式		鑑予第 号 A 年							

保守点検業務不具合箇所報告書
作成例



業務仕様（電気設備編）

（業務の対象設備等）

次の消防用設備等を対象とする。履行場所各所在地及び数量は、消防用設備等（機器）一覧表参照による。

受信機、感知器（差動式、定温式、煙等）、電鈴、表示灯、電源装置、予備電源装置、消火栓起動装置、配線点検、誘導灯、非常コンセント設備、非常電源専用受電設備、防災盤、粉末消火設備、消火器、非常電話、非常警報設備（放送設備）との連動の確認

- (1) 機器点検 6 M
- (2) 機器点検及び総合点検 1 Y
- (3) 総合連動試験（各駅全警戒地区、感知器ほか外部発報による連動試験） 1 Y
- (4) 消火器機器点検 6 M（外観・機能点検）及び消火器機器点検（放出試験・薬剤充填）
・・・該当機器は、機器一覧表のとおり

（報告書）

本委託業務（電気設備編に限る）で提出する報告書は、特記仕様書第 2 条参照により作成し、速やかに当局担当者へ提出すること。

また、消防法による電気室の非常電源設備（非常電源専用受電設備）は指定の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書による点検表に、点検結果および必要事項を転記・作成し当局担当者へ提出すること。

（補足事項）

(1) 補修及び交換の範囲

点検の結果、補修及び交換を必要とするに至った場合、次の範囲については受託者の負担とする。

- ア 受信機、発信機等の各種ランプ、ソケット類
- イ 発信機用保護ガラス
- ウ 感知器の終端抵抗、ビス
- エ 当局が材料を支給することにより、容易に補修及び交換が可能なもの
- オ 設備の機能が、著しく低下した場合の仮処置

(2) 点検実施時の清掃作業

点検を実施する時は下記の箇所の清掃をすること。

- ア 防災監視盤内、自動火災報知設備受信機盤内
- イ 誘導灯器具の内外部
- ウ 当局により指定する感知器（担当者との協議により決定すること）

(3) 消火器放出試験後の薬剤は受託者が責任を持って処理する。

(4) 誘導灯の後期点検時に、管球を使用している器具の交換を行う。なお、交換に使用する管球は交通局支給とし、古管球は交通局に納品する。

(5) 自動火災報知設備の点検時に、防災監視盤が設置されている駅については、自動火災報知設備の防災監視盤の表示確認も行うこと。

(6) 防災盤の点検範囲

- ア 防災監視盤の電源（交流・予備）の外観・機能点検。

イ 防災監視盤の防火・防排煙（防火シャッター・ダンパー・防火戸・排煙口・たれ壁・消火ポンプ・スプリンクラーポンプ・区画連動・非常電話）の表示、及び操作部の外観・機能点検。

- (7) 点検作業終了後に作業内容に不備があると指摘された場合には、協議のうえ作業のやり直しをするものとする。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」による。

（担当）

本業務仕様（電気設備編）記載の設備については上永谷保守管理所電気区の担当区分とする。

（その他）

- (1) 機器点検及び総合点検を実施し発見された不具合箇所については、当局より支給した図面に位置を落とし込み、保守点検業務不具合箇所報告書として提出すること。
- (2) 別添放送設備鳴動（連動）リスト確認表のとおり、非常警報設備（放送設備）との連動を1回確認のうえ記入し監督員に提出すること。
- (3) 駅・その他建物防災盤点検項目内の点検整備及び連動試験については、公共工事設計労務単価の電工を使用し、また夜間作業時間については、22時から5時にて算出しています。

平成 26 年 4 月

電気設備点検整備共通仕様書
横浜市交通局技術管理部電気課

1 通 則

- (1) この作業は、別に定める委託契約約款を適用するほか、この仕様書、特記仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）による。
- (2) この仕様書に記載する委託者とは横浜市交通事業管理者をいい、受託者とはこの作業を履行する業者を言う。
- (3) この仕様書に定める事項のうち、この作業に関係のない事項は、適用しない。
- (4) 仕様書の適用順位は、原則として図面及び特記仕様書の順位とし、この仕様書に優先する。
- (5) 作業履行にあたっては、次に例示する関係法令及び規則を遵守すること。
 - ア 消防法
 - イ 労働基準法
 - ウ 労働安全衛生法
 - エ 電気設備に関する技術基準
 - オ その他関係法令
- (6) この作業に必要な提出図書は、別に定める「委託業務受託者提出図書一覧表」により作成し、提出すること。
- (7) この作業に使用する電力、水等は、原則として委託者の負担とする。
- (8) この作業に必要な計測器材は、受託者の負担で用意する。
- (9) 設計図書に明記のない場合又は、疑義を生じた場合は、委託者と受託者で協議する。
- (10) 作業にあたっては、この仕様書・特記仕様書及び作業現場について熟知のうえ、詳細にその内容を調査し疑義をただしたうえで、設備が正常に動作するように入念に準備を行うこと。

2 現場管理

- (1) 現場責任者は、特殊環境における作業であることに特に留意するとともに、委託者の指示を誠実に履行し、また作業員の監督にも務めなければならない。
- (2) 作業は、委託者の指示する時間帯に履行すること。また、営業区間に係わるものについては、別に定める「請負工事等の営業線内安全作業要領」により、災害及び事故防止に務めるとともに、いかなる事由によっても列車運行に支障を及ぼしてはならない。
- (3) 既存の建築物を汚染または損傷の恐れがある場合は、適切な方法で養生する。
- (4) 災害等が発生した場合は、すみやかに適切な処置を取り、直ちにその経緯を委託者へ報告する。
- (5) 受託者は、作業により既存の建築物及び設備等を損傷し委託者に損害を与えた場合、相当額の賠償の責を負うものとする。
- (6) 作業中は、乗客または、歩行者に迷惑をかけないように作業場所の整理整頓及び清掃を行うこと。
- (7) 設計図書に記載された材料は、現場搬入の際、委託者の検査を受けること。検査に合格した材料は委託者の承諾なしに現場外へ搬出してはならない。

3 検査

- (1) 受託者は、作業終了後に、委託者が設計図書で指示する検査に立ち会うこと。
- (2) 作業終了後に検査を実施できないものは、委託者の立ち会い及び報告書をもって検査にかえることができる。

以 上

[illegible]

[illegible]

駅・その他建物 感知器 数量表

49/58 3

		ブルーライン																					
		湘南台	下飯田	立場	中田	踊場	戸塚	舞岡	下永谷	上永谷	港南中央	上大岡	弘明寺	蒔田	吉野町	阪東橋	長者町	上永谷基地					
																		修繕工場	検車区	安全教育	保守区	小計	合計
差動式	自火報	38	16	95	93	92	78	17	8	117	8	21	12	16	9	11	34	46	28	24	74	837	837
	連動																					0	
定温式	自火報	6	3	3	2	3	3	1	2	21	2	6	3	2	2	8	5	22	8	2	16	120	386
	連動	20		10	14	14	102	12	8		12	12	16	14	10	10	12					266	
煙感知器	自火報	47	21	39	38	55	56	23	29	19	47	52	27	26	35	39	71	5	4	22	4	659	965
	連動	32		10	16	16	114	12	10		12	14	18	14	10	10	12		4	2		306	
(自動試験機能付)差動式	自火報																					0	0
	連動																					0	
(自動試験機能付)定温式	自火報																					0	0
	連動																					0	
(自動試験機能付)煙感知器	自火報																					0	0
	連動																					0	
感分布型	自火報																	59				59	59
	連動																					0	

駅その他建物 誘導灯・非常コンセント・非常電源点検 数量表
(誘導灯管球交換数量表含む)

4

		ブルーライン																			小計	点検回数	合計
		湘南台	下飯田	立場	中田	踊場	戸塚	舞岡	下永谷	上永谷	港南中央	上大岡	弘明寺	蒔田	吉野町	阪東橋	長者町	上永谷基地					
誘導灯及び誘導標識																							
誘導灯	総数	28	17	30	28	32	45	25	23	24	34	44	32	24	22	29	44	39		520			
	50灯以下	28	17	30	28	32	45	25	23	24	34	44	32	24	22	29	44	39		520	2	1040	
	51灯から100灯まで																				2		
	101灯以上																				2		
誘導標識																							
配線点検		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4		20	1	20	
非常コンセント設備																							
単相100V		6	3	6	14	13	16	9	9		3	7	10	5	5	9	8			123	2	246	
三相200V							16	9	9											34	2	68	
配線点検		1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1			15	1	15	
非常電源専用受電設備																							
低圧受電設備		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		17	1	17	
高圧受電設備300kVA以下			1		1	1				1	1		1	1	1	1				9	1	9	
高圧受電設備300kVA越1000kVA以下		1		1			1	1	1			1					1	1		8	1	8	
蓄電池設備		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1			15	1	15	

誘導灯蛍光ランプ交換 数量表

	湘南台	下飯田	立場	中田	踊場	戸塚	舞岡	下永谷	上永谷	港南中央	上大岡	弘明寺	蒔田	吉野町	阪東橋	長者町	上永谷基地	小計	交換回数	合計
FL-10	2	2				1			14	12	10				5	12	17	75	1	75
FL-20SS	9	8	24	3	4	4	2	2	1						7			64	1	64
FLR-20S		2							6		22					2		32	1	32
FL-40											6							6	1	6
合計	11	12	24	3	4	5	2	2	21	12	38				12	14	17			177

5

[illegible]

変電所 自動火災報知設備・誘導灯点検 数量表

6

		ブルーライン											
		下飯田	和泉	踊場	舞岡	上永谷	笹下	最戸	蒔田	関内	小計	点検回数	合計
自動火災報知設備													
受信機	使用回線数	7	8	6	14	7	8	9	11	1			
	総窓数	15	10	10	15	10	10	10	15	5			
	19回線まで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	2	18
	20以上29回線以下												
差動スポット	1～50個まで	1	3	8	35	20	16	32	50	10	175	2	350
	51～100個まで								6		6	2	12
	101個以上											2	
定温スポット	1～50個まで	1	2	12	23	1	4	1	1		45	2	90
	51～100個まで											2	
	101個以上												
煙感知器	1～50個まで	18	9	17					1		45	2	90
	51～100個まで												
	101～150個まで												
	151個以上												
分布型感知器1～50個													
発信機		2	1	2	2						7	2	14
電鈴		2	1	3	2						8	2	16
表示灯		2	1	2	2						7	2	14
表示盤			2	1							3	2	6
電源装置		1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	2	18
配線点検		1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	1	9
誘導灯													
50灯以下		6	5	2	5					3	21	2	42
絶縁抵抗測定及び配線		1	1	1	1					1	5	1	5

8

[illegible]

消防設備点検場所・項目 一覽表

管轄区	設置場所	所在地	電話	自動火災報知設備	防災盤	粉末消火設備	消火器	誘導灯及び誘導標識	非常電源設備
上永谷電気区	伊勢佐木長者町駅	中区長者町5-48	251-2220	能美防災	—	—	—	○	○
	阪東橋駅	中区弥生町5-48	251-2420	ホーチキ	—	—	—	○	○
	吉野町駅	南区吉野町3-7	261-9640	能美防災	能美防災	—	—	○	○
	蒔田駅	南区宮元町3-46	712-3791	沖電気防災	沖電気防災	—	—	○	○
	弘明寺駅	南区通町4-114	712-2590	ホーチキ	—	—	—	○	○
	上大岡駅	港南区上大岡西1-9-B-1	843-0105	能美防災	—	—	—	○	○
	港南中央駅	港南区港南中央10-B-1	844-8448	能美防災	日本信号	—	—	○	○
	上永谷駅	港南区丸山台1-1-1	844-9592	ニッタン	—	—	—	○	○
	下永谷駅	港南区日限山1-58-27	821-4078	能美防災	能美防災	—	—	○	○
	舞岡駅	戸塚区舞岡町771	821-1456	能美防災	松下	—	—	○	○
	戸塚駅	戸塚区戸塚町12-1	864-7414	能美防災	能美防災	—	—	○	○
	踊場駅	泉区中田南1-2-1	801-4138	能美防災	能美防災	—	—	○	○
	中田駅	泉区中田南3-1-5	804-6689	能美防災	能美防災	—	—	○	○
	立場駅	泉区中田西1-1-30	801-7158	能美防災	能美防災	—	—	○	○
	下飯田駅	泉区下飯田町829-1	801-6398	能美防災	能美防災	—	—	○	○
	湘南台駅	藤沢市湘南台1-43-13	0466-45-6851	能美防災	能美防災	—	—	○	○
	関内変電所	中区尾上町3-42	—	能美防災	—	—	○	○	—
	蒔田変電所	南区宿町1-1	—	能美防災	—	能美防災	○	○	—
	最戸変電所	港南区最戸1-5-8	—	能美防災	—	能美防災	○	○	—
	笹下変電所	港南区港南3-8-11	—	能美防災	—	能美防災	○	○	—
	上永谷変電所	港南区丸山台1-1-1	—	能美防災	—	能美防災	○	○	—
	舞岡変電所	戸塚区舞岡町861	—	能美防災	—	能美防災	○	○	—
	踊場変電所	泉区中田東1-4-6	—	能美防災	—	能美防災	○	○	—
	和泉変電所	泉区和泉町2658	—	能美防災	—	—	○	○	—
	下飯田変電所	泉区下飯田町1359	—	能美防災	—	—	○	○	—
	上永谷車両基地修繕工場	港南区野庭町713	844-8835	ホーチキ	—	—	—	○	○
	上永谷車両基地上永谷検修区		843-4491	ホーチキ	—	—	—	○	—
	上永谷車両基地能力開発センター		844-8768	ホーチキ	—	—	—	○	—
	上永谷車両基地保守管理所		843-4388	ホーチキ	—	—	—	○	—

放送設備鳴動（連動）確認リスト

※記載方法（適・否）

	番号	場所	確認事項	点検日	発信機	感知器	非常電話	備考
1号線	1	湘南台	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	2	下飯田	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	3	立場	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	4	中田	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	5	踊場	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	6	戸塚	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	7	舞岡	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	8	下永谷	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	9	上永谷※1	—	—	—	—	—	—
	10	港南中央	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	11	上大岡	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	12	弘明寺	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	13	蒔田	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	14	吉野町	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	15	阪東橋	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				
	16	長者町	放送設備鳴動（連動）	令和 年 月 日				

※1 地上駅のため、放送設備鳴動（連動）の確認は必要なしとする。

適用する仕様書等

- 1 各工事等の特記仕様書のほかに次の仕様書等の中で、適用欄に「■」が付いている仕様書等を適用する。
- 2 各工事等において、次の仕様書等の中にない仕様書等を適用する場合は、アップロードされた設計図書の中に添付又は仕様書等の所管局等のホームページ等に公表している。
- 3 次の仕様書等で様式、別表等の添付を省略しているものについては、契約締結後に配付する。

番 号	仕様書等の名称	年 月	適 用	備 考
1	請負工事等の営業線内安全作業要領	令和 4 年11月	■	各様式は、契約締結後に配付。
2	請負工事等自主管理作業要領	令和 5 年 6 月		各様式は、契約締結後に配付。
3	保守用車両使用要領	令和 5 年 8 月		各様式は、契約締結後に配付。
4	リスク洗い出し表及び設計協議書の作成に関する特記仕様書	令和 5 年 6 月		
5	デジタル工事写真の黒板情報電子化に関する特記仕様書	平成30年 4 月		
6	ワンデーレスポンスに関する特記仕様書	平成30年 4 月		
7	電子納品に関する特記仕様書	平成30年 4 月		
8	中間技術検査に関する特記仕様書	平成30年 4 月		
9	横浜市交通局安全管理指定工事に関する特記仕様書	平成30年 4 月		各別表は、契約締結後に配付。
10	快適トイレの設置に関する特記仕様書	令和 4 年 2 月		
11	建築工事における快適トイレの設置に関する特記仕様書	令和 4 年 2 月		
12	建設副産物情報交換システムに関する特記仕様書	令和 5 年 5 月		
13	契約後 V E 方式の実施に関する特記仕様書	平成31年 2 月		
14	個人情報取扱特記事項	—		年版は公告時点の年版を適用する。 当初適用しない場合であっても業務内容等に変更があった時、適用になることがある。
15	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	平成27年10月		
16	車両検修設備等工事共通仕様書	令和 2 年 8 月		
17	高速鉄道車両製造共通仕様書	平成30年12月		
18	車両・検修設備等業務委託共通仕様書	令和 2 年 8 月		
19	横浜市交通局電気設備工事特則仕様書	令和 5 年 2 月		
20	横浜市交通局建築工事特則仕様書	令和 4 年10月		
21	横浜市交通局機械設備工事特則仕様書	令和 4 年10月		

※上記の仕様書等は、次の横浜市Webページ「工事・委託業務等の仕様書等の公表」に掲載等しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kotsu/shiyoushotoukouhyou.html>

個人情報の保護等に関する特記仕様書

個人情報の保護等に関する遵守事項は次のとおりとする。(適用はレ)

1 「個人情報取扱特記事項」について

- ☐ 本契約は「個人情報取扱特記事項」を適用する。
受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、本特記事項を遵守しなければならない。
- ☒ 本契約は「個人情報取扱特記事項」を適用しない。ただし、契約の途中で、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いが必要となったときは、「個人情報取扱特記事項」を適用し、受託者は本特記事項を遵守しなければならない。

なお、特記事項の規定中「横浜市長」とあるのは「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

また、安全管理措置報告書（第1号様式）、研修実施報告書・誓約書（第2号様式）及び研修実施明細書（別紙）の提出先は、横浜市交通事業管理者とする。

工事（製造を含む。）においては、「委託者」とあるのは「発注者」と、「受託者」とあるのは「請負人」と、「再受託者」とあるのは「下請負人」と読み替えるものとする。

2 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」について（工事（製造を含む。）は対象外）

- ☐ 本契約は「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を適用する。
受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、本特記事項を遵守しなければならない。